

駅近・さかいで楽市楽座 開催規則

(開催趣旨)

第1条 古くは塩田のまちとして港を中心に賑わっていた坂出の街に活気を取り戻すため、坂出市の特徴である交通アクセスの良さを活かした坂出駅前朝市を開催し、坂出商工会議所会員・地元の事業者、起業を目指す人、事業のPRをしたい人、パフォーマンスの発表・展示をしたい方・子育て支援・サポートに協力して頂ける方から広く出店者を募り「市いちで賑わいがあるまちづくり」をテーマとした事業を展開する。

(名称及び市開催場所)

第2条 市いちの名称及び場所は、次のとおりとする。

名称	駅近「さかいで楽市楽座」
開催場所	坂出駅前周辺

(委員会)

第3条 委員会は、次のとおりとする。

名称 坂出商工会議所青年部さかいで楽市楽座実行委員会（以下、委員会）

事務局 坂出商工会議所青年部内

〒762-8508 香川県坂出市京町 3-3-8

TEL：0877-46-2701(代) FAX:0877-45-6165

座長 座長は委員会において委員の中から選任する。

委員会の議決 委員会は「駅近・さかいで楽市楽座開催規則」「駅近・さかいで楽市楽座実行細則」その他、座長が必要と認めた事項を議決する。

委員会は座長が招集しその議長となり、委員会の出席者の過半数の同意により議決する。

(出店できる者の範囲)

第4条 駅近「さかいで楽市楽座」へ出店できる者は、坂出で開催される市いちにふさわしいと、委員会が認めた者とする。

(販売品目)

第5条 駅近「さかいで楽市楽座」で販売する品目は、鮮魚、精肉、花卉・園芸品、野菜・果物、またこれらを使った加工品、ふるさとの特産品、焼物・工芸品等とする。この場合において法令等により、販売を禁止されているものは、取扱わないものとする。

(出店許可)

第6条 駅近「さかいで楽市楽座」へ出店しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、市いちの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

3 暴力団員又は暴力団員の影響下で出店する者(暴力団員から依頼を受けてアルバイト的に出店する者など)の出店は認めない。

4 暴力団又は暴力団員に利益を供しているものの出店は認めない。

(出店の取消し)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可を取り消すことができる。

(1) 法令、この規則又は許可の条件、別に定める「駅近・さかいで楽市楽座実行細則」に違反したとき。

(2) その他特別な事由が生じたとき。

(開催日、時間)

第8条 駅近「さかいで楽市楽座」の開催日及び時間は別に定める「駅近・さかいで楽市楽座実行細則」によるものとする。

(損害賠償)

第9条 出店者は、出店に際し周辺施設等を損傷したときは、直ちに原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

2 出店者は販売した物品で購入者に損害や被害を与えた場合は、全責任を負うものとする。委員会は一切の責任を負わない。

3 出店者は搬入・搬出、及び販売中に出店者が起因する事故・けがなどが発生した場合、全責任を負うものとする。委員会は一切の責任を負わない。

(会計)

第10条 委員会の会計は、助成金、参加料金、寄付金その他の収入をもってあてる。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は「駅近・さかいで楽市楽座実行細則」で定める。

附則

1. この規則は、平成23年2月15日から施行する。
2. 一部改正 平成27年4月6日(第3条)

駅近・さかいで楽市楽座実行細則

(開催日、時間)

第1条 駅近「さかいで楽市楽座」の開催日、時間は毎月第3日曜日、午前9時から午前14時とする。但し、坂出商工会議所青年部楽市楽座実行委員会（以下、委員会）の判断で、開催日、時間を変更することができるものとする。

(出店許可)

第2条 駅近「さかいで楽市楽座」へ出店しようとする者は、別紙 駅近「さかいで楽市楽座」出店申込書を原則として委員会が指定した日迄に必要な事項を記入の上、事務局宛て提出し、委員会から駅近「さかいで楽市楽座」出店許可を受けなければならない。

2 出店の際には当日配布する「さかいで楽市楽座 出店者名札」をお客様から見やすいように掲示すること。

3 出店者は、出店許可・場所を第三者に再貸しをしてはならない。

(出店料)

第3条 1区画（間口2.5m、奥行き3.0m）3,000円。但し青果物のみ販売する場合は1区画1,000円とする。（原則1区画とし、最大2区画まで）

2 電源の用意が必要な場合は、電気使用料として電化製品1つにつき200円徴収する。

3 既に支払った出店料については返金しない。但し、^{いち}市が開催されなかった場合は、この限りではない。

4 出店料の支払方法、期日については別に定める。

5 委員会は四国旅客鉄道株式会社との取り決めにより、土地の使用料を必要に応じて支払うものとする。金額に関しては協議の上決定する。

(販売品目)

第4条 食品の販売にあたって香川県中讃保健福祉事務所の手続きが必要な商品については、これを出店者の責任で行うこと。

(器材)

第5条 棚・机・椅子・テント・電源(ドラム)・調理水・養生等の必要な器材は原則として出店者で用意すること。

(出店の可否、及び出店位置)

第6条 委員会で出店の可否、及び出店位置を決定し、その理由については公開しない。

(駐車場)

第7条 出店者は搬入・搬出において、坂出駅北口前バスターミナルに車両の進入をすることはできない。

2 駐車場は別途出店者の責任において確保することとする。

附 則

1. この細則は、平成23年2月15日から施行する。
2. この細則は、平成23年6月15日の役員会において改正する。
3. 一部改正 平成27年4月6日（第1条）

以上